



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月5日金曜日 第1515号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則.....	1215
愛媛県核燃料税条例施行規則.....	1215

告 示

落札者等の告示.....	1220
新たに生じた土地の確認（大三島町）.....	1220
字の区域の変更（ " ）.....	1220
字の廃止（大洲市）.....	1220
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	1220
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	1221
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1221
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1221
市営土地改良事業の変更換地計画関係書類の縦覧.....	1222
海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理することが適当 と認めた区域.....	1222
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	1222
道路の供用開始（ " ）.....	1222
道路の供用開始（県道久万中山線）.....	1222
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	1223
道路の供用開始（ " ）.....	1223
道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....	1223
道路の供用開始（ " ）.....	1223
道路の区域変更（県道中山双海線）.....	1224
道路の供用開始（ " ）.....	1224
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	1224
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1225
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1225
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	1225
道路の供用開始（ " ）.....	1226
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	1226
道路の供用開始（ " ）.....	1226
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	1226
道路の供用開始（ " ）.....	1227
開発行為に関する工事の完了.....	1227

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1227
----------------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第68号

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則

愛媛県核燃料税条例（平成15年愛媛県条例第54号）の施行期日は、平成16年1月16日とする。

○愛媛県規則第69号

愛媛県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県核燃料税条例（平成15年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。）第8条、第9条第2項、第10条及び第13条の規定に基づき、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書 類 の 種 類	様 式
条例第8条の規定による申告書及び条例第9条第2項の規定による修正申告書	様式第1号
条例第10条の規定による通知書兼納額告知書	様式第2号

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する書類の様式は、愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第1条の表⁽²⁾の項、⁽⁵⁾の項、⁽⁸⁾の項及び⁽⁹⁾の項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成16年1月16日から施行する。
（愛媛県核燃料税条例施行規則の廃止）
- 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成10年愛媛県規則第60号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 愛媛県核燃料税条例（平成10年愛媛県条例第33号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされている同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日 愛媛県知事 殿	処 理 事 項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印	確 認 印			
所 在 地						
名 称						
代 表 者 氏 名						印
担当者氏名及び所属課並びに電話番号						(局 課 番)
年 月分核燃料税 申告書 修正申告書						
区 分	課税標準額	税 率	税 額			
申告額又は修正申告額 ①	円	$\frac{10}{100}$	円			
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額 ②			/			
この申告により納付すべき税額 ① - ② ③			/			
今回挿入された核燃料の明細						
発電用原子炉の名称	核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (愛媛県核燃料税条例(平成15年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。)第4条第2項第 号該当)				
課 税 対 象 核 燃 料			課 税 対 象 外 核 燃 料		挿 入 核 燃 料 の 合 計 体 数 ④ + ⑦ + ⑧	
核燃料の体数 ④	核燃料の重量 ⑤	核燃料の価額(課税標準額) ⑥	条例附則第2項に該当するものの体数 ⑦	その他のものの体数 ⑧		
体	kg	円			/	
					/	
計	計	計	体	体	体	

備考1 印の欄は、記載しないこと。

2 「 年 月分」は、核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載すること。

3 ④から⑥までの各欄は、核燃料の単価の異なるごとに区分し、記載すること。

4 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

(その1)

通知書兼不足税額等納額告知書				
所在地			年	月
殿				
愛媛県 地方局長			印	
年 月分の核燃料税について課税標準額等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。				
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
更正・決定額	円	$\frac{10}{100}$	円	
既に納付の確定した額		/		
差引不足税額		/		
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額	
過 少 申 告 加 算 金	円	$\frac{100}{100}$	円	
		$\frac{100}{100}$		
	計	/		
不申告加算金		$\frac{100}{100}$		
重加算金		$\frac{100}{100}$		
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセント(年 月 日から 年 月 日までの期間については、年 パーセント)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。	納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 郵便局 ・ 地方局 		
注意 更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に、更正又は決定については異議の申立てを、納額告知については審査の請求をすることができます。				

備考1 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更がある場合は、「については、」を「ついては」と記載し、「年 パーセント」の下に「、年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属す

る年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年パーセント）」とあるのは、「年パーセント(当該期間のうち、年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)のうちいずれか低い割合))」と記載すること。

- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄及び「収納代理金融機関」欄は、それぞれ該当する金融機関及び取り扱う店舗を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2)

加算金決定通知書兼納額告知書			
所在地		年 月 日	
殿		愛媛県 地方局長 印	
<p>年 月分の核燃料税について、地方税法（昭和25年法律第226号） 第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金が次のとおり決定され ましたから通知します。</p>			
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	100	円
過 少 申 告 加 算 金		100	
	計	/	
不 申 告 加 算 金		100	
重 加 算 金		100	
<p>上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。</p> <p>納付の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 郵便局 ・ 地方局 			
<p>注 意</p> <p>決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に、決定については異議の申立てを、納額告知については審査の請求をすることができます。</p>			

備考 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄及び「収納代理金融機関」欄は、それぞれ該当する金融機関及び取り扱う店舗を記載すること。

告 示

○愛媛県告示第2211号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
ミリ波ネットワークアナライザ一式	愛媛県総務部管理局総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年11月21日	大豊産業株式会社松山支店 愛媛県松山市姫原三丁目3番40号	56,595,000円	一般競争入札	平成15年10月10日

○愛媛県告示第2212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大三島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は大三島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
大三島町大字野々江6643、6772、6776、6778、6780、6781、6783の1、6784の1、6784の2、6785の2、6798の2、6798の3、8098の2、8099の3、8099の6、8100の2、8101の2、8102の1、8102の2、8103の2、8105の2、8106の1、8106の2、8107の1、8107の2、8110の1、8110の2、8111の2、8114の2、8115の2、8116の2、8117の1、8117の2、8118、8119の1及び8119の2の地先	2,559.63

○愛媛県告示第2213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大三島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字野々江	大三島町大字野々江6643、6772、6776、6778、6780、6781、6783の1、6784の1、6784の2、6785の2、6798の2、6798の3、8098の2、8099の3、8099の6、8100の2、8101の2、8102の1、8102の2、8103の2、8105の2、8106の1、8106の2、8107の1、8107の2、8110の1、8110の2、8111の2、8114の2、8115の2、8116の2、8117の1、8117の2、8118、8119の1及び8119の2の地先公有水面埋立地	2,559.63

○愛媛県告示第2214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大洲市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

大字藤縄の区域内の小字を全部廃止する。

○愛媛県告示第2215号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号
代表取締役 福島孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場（西原）
新居浜市西原町3丁目5番2号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1号第62号口、ホ及びヘ
- 変更しようとする事項の内容
排出水の汚染状態及び量等の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1 最大 0.05	通常 8 最大 8.6	通常 1 最大 0.05	通常 8 最大 8.6
化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常	
	17.0 最大 22.0	5.0 最大 9.9	17.0 最大 22.0	4.6 最大 9.3	
浮遊物質質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常	
	50 最大 50	8 最大 16	50 最大 50	7 最大 14	
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常	
	100 最大 320	13.3 最大 49.9	100 最大 320	10.9 最大 47.5	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 0.05 最大 0.09	通常 0.10 最大 0.19	通常 0.05 最大 0.09	通常 0.07 最大 0.15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 430 最大 570	通常 430 最大 570	通常 430 最大 570	通常 430 最大 570

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 東川排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
水素イオン 濃度(水素 指数)	通常	6.8	6.8
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6
化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム)	通常	5.1	4.5
	最大	9.3	8.2

浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 9.8 最大 19.6	通常 8.6 最大 17.3
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 40	通常 8.8 最大 35.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 0.10 最大 0.20	通常 0.08 最大 0.16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,350 最大 6,050	通常 5,870 最大 6,850

(2) 内港排水口
廃止

○愛媛県告示第2216号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
セブンスター三津店	松山市会津町7番1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗周辺における交通安全対策を講じること。

○愛媛県告示第2217号

岩城村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・長江地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・長江地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年12月8日から平成16年1月13日まで
- 縦覧場所
岩城村役場

○愛媛県告示第2218号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・茨生ヶ内地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定

により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・茨生ヶ内地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年12月8日から平成16年1月13日まで
- 縦覧場所
上浦町役場

○愛媛県告示第2219号

津島町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岩淵地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岩淵地区)計画書の写し

(2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年12月8日から平成16年1月13日まで

3 縦覧場所

津島町役場

○愛媛県告示第2220号

今治市営基盤整備促進事業野間北地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成15年12月8日から平成16年1月13日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第2221号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定に基づき、松山港の港湾区域及び港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち、松山港港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	区 域
伊予灘 沿岸	松山港	和気	堀江	海岸保全区域の指定の一部改正（平成15年9月愛媛県告示第1824号）をもって海岸保全区域として指定した松山市和気地区の松山港海岸保全区域のうち、松山港の港湾区域及び港湾隣接地域を除いた区域

○愛媛県告示第2222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市祝谷六丁目1302番3から 同市祝谷六丁目1292番13まで	旧	メートル 10.6～13.2	キロメートル 0.039	
			新	11.8～13.2	0.039	
"	"	松山市祝谷六丁目1348番5	旧	15.4～16.8	0.006	
			新	16.0～16.8	0.006	

○愛媛県告示第2223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市祝谷六丁目1302番3から 同市祝谷六丁目1292番13まで	平成15年12月5日
"	"	松山市祝谷六丁目1348番5	"

○愛媛県告示第2224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡小田町大字上田渡858番1地先から 同大字852番2まで	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	上浮穴郡小田町大字南山817番3から 同大字744番2地先まで	旧	メートル 4.0～20.5	キロメートル 0.168	
			新	13.0～118.0	0.127	

○愛媛県告示第2226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	上浮穴郡小田町大字南山817番3から 同大字744番2地先まで	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川3737番7	旧	メートル 7.0～10.5	キロメートル 0.033	
			新	7.0～13.0	0.033	

○愛媛県告示第2228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川3737番7	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘字鎌ヶ田甲2407番5から 同大字字南山田甲2488番3まで	旧	メートル 5.3～8.7	キロメートル 0.011	
			新	14.5～17.3	0.011	
"	"	伊予郡双海町大字上灘字南山田甲2520番4	旧	5.8～15.1	0.054	
			新	9.9～18.3	0.051	
"	"	伊予郡双海町大字上灘字惣別當庚87番3から 同字庚87番1地先まで	旧	6.0～19.3	0.032	
			新	9.4～22.5	0.032	
"	"	伊予郡双海町大字上灘字惣別當庚181番1地先から 同大字字舟木庚251番5まで	旧	5.0～9.0 6.5～31.0	0.189 0.110	
			新	6.5～31.0	0.110	

○愛媛県告示第2230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘字鎌ヶ田甲2407番5から 同大字字南山田甲2488番3まで	平成15年12月5日
"	"	伊予郡双海町大字上灘字南山田甲2520番4	"
"	"	伊予郡双海町大字上灘字惣別當庚87番3から 同字庚87番1地先まで	"
"	"	伊予郡双海町大字上灘字惣別當庚181番1地先から 同大字字舟木庚251番5まで	"

○愛媛県告示第2231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内1番耕地178番4から 同大字1番耕地193番6まで	旧	メートル 3.3～16.0 13.5～32.5	キロメートル 0.193 0.080	
			新	13.5～32.5	0.080	

○愛媛県告示第2232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松甲1137番4から 同大字乙495番8まで	旧	メートル 46~19.1 37.8~56.4	キロメートル 0.143 0.043	
			新	37.8~56.4	0.043	

○愛媛県告示第2233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松甲1134番5から 同大字乙496番2まで	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見464番1から 同大字463番まで	旧	メートル 5.7~10.5	キロメートル 0.114	
			新	6.0~10.5	0.114	

○愛媛県告示第2235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見464番1から 同大字463番まで	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂100番3	旧	メートル 7.4~10.3	キロメートル 0.114	
			新	9.5~17.8	0.114	

○愛媛県告示第2237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂100番3	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂93番4から 同町高茂93番5まで	旧	メートル 6.9~16.4	キロメートル 0.078	
			新	9.4~16.9	0.078	

○愛媛県告示第2239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂93番4から 同町高茂93番5まで	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂93番3	旧	メートル 8.0~10.6	キロメートル 0.090	
			新	9.9~14.3	0.090	

○愛媛県告示第2241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町高茂93番3	平成15年12月5日

○愛媛県告示第2242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局建（開）第16号 平成15年11月18日	温泉郡重信町大字見奈良字柚壽之木1076番1、1104番、1105番、1106番、1106番2、1110番、1114番1、1114番2、1115番、1115番2、1116番、1125番3、1125番4、1137番2、1148番1、1148番2、1150番、1151番2、1152番1、1152番3、1076番1地先農道及び1105番地先水路	松山市枝松五丁目8番30号 愛媛飼料産業株式会社 代表取締役 宮内政三 伊予郡砥部町拾町20番地 有限会社 レスパスコーポレーション 代表取締役 岡崎克志
15西局丹土（開）第10号 平成15年11月20日	東予市周布1895番6	東予市三津屋南3番6 有限会社 東予住建 取締役 芥川雅旨

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成15年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年11月21日	特定非営利活動法人 八ビネス中島	田 口 榮 子	温泉郡中島町大字小浜甲496番地	この法人は、中島町を中心とする地域住民に対して、介護保険に関する在宅福祉サービスを行うとともに、生活援助ボランティアの派遣や移送サービス等を行い、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

